

**貯水槽は  
飲料水のコップです。  
定期清掃・検査を行  
いましょう。**



水道水が各家庭に給水される方法には、水道管から直接給水される直結式と、一旦、貯水槽に貯めてから給水される貯水槽式があります。

貯水槽には、水道事業者から供給される水道法に基いた衛生的な水道水が供給され、利用者に飲料水等として提供されます。

つまり、貯水槽は水道水を入れるコップのような役割をしていると言えます。

また、貯水槽に貯められて以降の水質の管理責任は、設置者にあります。

コップのように毎日は洗えませんが、年に1回以上、貯水槽の清掃・検査を行いましょう。



お問合せは以下の保健所まで

保健所名 所在地	電話番号 (保健衛生課)
筑紫保健福祉環境事務所 大野城市白木原3丁目5-25	092-513-5599
粕屋保健福祉事務所 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7-26	092-939-1744
糸島保健福祉事務所 糸島市浦志2丁目3-1	092-322-3268
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 宗像市大字東郷1丁目2-1	0940-47-0344
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 飯塚市新立岩8-1	0948-21-4973
田川保健福祉事務所 田川市大字伊田3292-2	0947-42-9309
北筑後保健福祉環境事務所 朝倉市甘木2014-1	0946-22-2741
南筑後保健福祉環境事務所 柳川市三橋町今古賀8-1	0944-72-2163
京築保健福祉環境事務所 行橋市中央1丁目2-1	0930-23-2245

福岡県保健医療介護部生活衛生課営業指導係  
福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号：092-643-3279

**お宅の貯水槽は  
大丈夫ですか…？**



清掃前の貯水槽の内部



利用者の健康のために、貯水槽の  
定期清掃・検査に努めましょう！

福岡県



## 小規模受水槽設置(管理)者の 皆さまへ



水道水を一旦、貯水槽に貯めて供給する水道のことを「貯水槽水道」といいます。

このうち、貯水槽の有効水量が10立方メートル以下の小規模受水槽水道については、「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」において、有効水量が10立方メートルを超える簡易専用水道に準じた維持管理を行うこととされています。

貯水槽の定期的な清掃や検査を実施していない場合、貯水槽内に汚れや異物がたまるなどして、飲料水が汚染され、その飲料水を摂取した方に健康被害が生じる可能性があります。

小規模受水槽水道についても、利用者の安全のために、年に1回以上、清掃及び検査を実施しましょう。

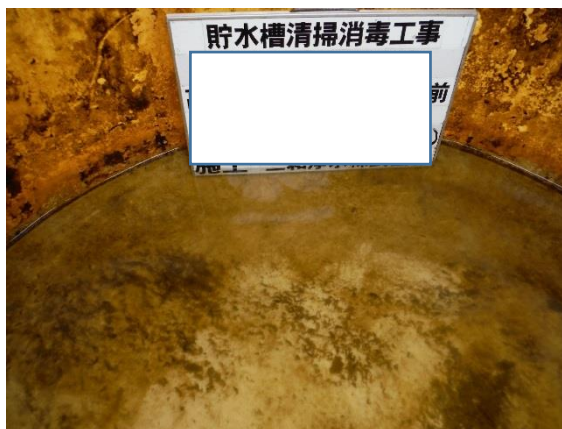
また、以下の県ホームページにおいて、「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」や建築物衛生法に基づく登録営業所の一覧等を公開していますので、ご参照下さい。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juisuisou.html>



こちらは水抜き後の貯水槽内部の写真です。

清掃前



清掃後



## 水道水の残留塩素濃度を 測定してみましょう

水道水は、人に健康被害をもたらす細菌等が繁殖しないように、塩素剤により消毒されています。しかし、貯水槽内に汚れや異物がたまっていると、塩素が消費され、水道水が汚染される可能性があります。

また、設置されている貯水槽の容量に対して、使用水量が極端に少ない場合も、長時間、貯水槽内に水道水が滞留するため、塩素が抜けてしまうことがあります。

下に貼付している試験紙で、末端給水栓における水道水から塩素が検出されるか検査してみましょう。

【検査手順】

- ①試験紙の試験部分を20秒間、水道水のゆるやかな流水中に浸す。
- ②試験部分が元の色（薄黄）から、褐色や桃色に変化していれば、塩素が検出されています。

※大気中の湿気と反応して、色が変化しない場合がありますので、検査結果はあくまで参考としてお考えください。

塩素が検出されないとき（試験部分の色が変わらないとき）は、貯水槽内で塩素が抜けている可能性が考えられるため、貯水槽の清掃や貯水槽内のボールタップの調整により、水道水の残留塩素濃度が適切に維持されるよう、速やかに対処してください。

